

事務連絡
令和6年4月1日

指定障害福祉サービス事業所管理者 様
障害者支援施設管理者 様
指定障害児通所支援事業所管理者 様
障害児入所施設管理者 様

岡山県子ども・福祉部指導監査課長

介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等に関する届出書等の受理通知の廃止について

従来、岡山県では介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等に関する届出書又は障害児通所給付費及び障害児入所給付費の額の算定に係る体制等に関する届出書（以下、「体制届」という。）が提出をされた際は、本県行政サービスの一環として受理通知書を送付していましたが、ペーパーレスの推進や業務見直しの観点から、令和6年6月1日適用開始となる体制届から受理通知を廃止することとします。

記

- 1 受理通知書を廃止する届出書類（カッコ内は障害児に係るもの）
 - ・介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等に関する届出書（障害児通所給付費及び障害児入所給付費の額の算定に係る体制等に関する届出書）
- 2 変更時期
令和6年6月1日適用開始の体制届から
- 3 届出を收受した記録を希望する場合（カッコ内は障害児に係るもの）

以下の書類を窓口にご持参又は郵送ください。

 - ・介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等に関する届出書<様式第2号>の控え
（障害児通所給付費及び障害児入所給付費の額の算定に係る体制等に関する届出書<様式第2号>の控え）
 - ・返信用封筒
※返信先のあて名を記入し必要額の切手を貼付。持参にて受付を行う場合は不要。
- 4 留意事項
 - ・届出書の記載事項に不備がないこと、必要な書類が添付されていることを確認のうえ、ご提出ください。また、收受印は書類確認後に押印します。
 - ・受理後、届出書類はお返ししませんので、各自で必ず写しを保管してください。
 - ・体制届の控えに押印される收受印は、体制届出書が岡山県受付窓口に到着した日付を示すものであり、体制届出書の受理及び手続の完了を意味するものではありません。
 - ・体制届の控えの返送後、提出書類の補正、差し替えや再提出を求める場合があります。